

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

福島市長 木幡 浩

市町村名 (市町村コード)	福島市 (72010)	
地域名 (地域内農業集落名)	飯野地区 (飯野1区・飯野11区・飯野12区・飯野13区・飯野町区・大久保1区・大久保2区・大久保3区・大久保4区・大久保5区・大久保6区・大久保7区・青木1区・青木2区・青木3区・青木荒区・青木竹区・青木5区・青木6区・青木7区・明治1区・明治2区・明治3区・明治4区・明治5区・明治6区・明治7区・明治8区・明治9区・明治10区・明治11区・明治12区)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年5月9日 (第3回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、農地中間管理機構の利用意向が高く、多面的機能保全組合や中山間直払制度集落協定の組織等により、農地を支える活動ができています。しかし、平均年齢74歳と高齢化が進み、規模縮小を検討している農業経営体が多い。専業の担い手の減少や後継者がいないことによる労働力不足により、遊休農地の更なる増加が懸念される。また、高齢化による中山間直払制度集落協定の存続や燃料・資材高騰の影響、鳥獣被害が課題となっている。

【地域の基礎的データ】

当地区に耕作地を持つ認定農業者:8名

当地区に耕作地を持つ認定新規就農者:1名

多面的機能保全組合:3組織

中山間直接支払制度集落協定:12組織

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻、野菜類の生産を継続しながら収益を上げられる方法を模索していく。また、体の負担を減らすスマート農業機具、高齢者でも扱える高性能な農業機械の導入を検討するとともに、新規就農者をはじめとした担い手を地域内外から確保し、地域農業の課題解決に取り組んでいく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	329 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	328 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及び地域として利用可能な農地を農業上の利用が行われる区域とし、保全・管理等が行われる区域については、多面的機能保全組合や中山間直接支払制度集落協定の組織が活動していく中で今後検討していく。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
地域計画に基づく目標地図の作成により、農地中間管理機構を活用し、認定農業者や新規参入者、後継者、農地所有適格法人等へ農地の集積、集約化を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を斟酌し、段階的に集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
担い手のニーズ等を踏まえ、必要に応じて基盤整備の実施を検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
認定農業者の他、新規参入者や後継者など地域内外から多様な経営体を確保するため、市や県、JAなどの関係機関と連携した相談体制を確立し、地域としてフォローアップしていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

--